

商工中金アンサーサービス規定

1. (FB 端末による照会サービス)

F B (ファームバンキング) 専用ソフトをインストールしたパーソナルコンピュータ等の端末 (以下「F B 端末」という) による照会サービスは、契約者ご本人 (以下「依頼人」という) からの F B 端末による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の照会対象預金口座の残高、振込入金明細、取立入金明細、自動引落とし明細、および入出金明細等の照会を行う場合に利用することができるものとします。

なお、照会対象預金口座の種目は、当金庫所定の種目に限るものとします。

2. (照会サービスの受付等)

- (1) 照会サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を F B 端末のキーボード等により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した照会対象預金口座の支店番号・口座番号・暗証番号が、届出の支店番号・口座番号・暗証番号と一致した場合は、当金庫は送信者を依頼人とみなし、応答いたします。
- (3) すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取消いたします。

3. (FB 端末による資金移動サービス)

- (1) F B 端末による依頼は、依頼人が占有管理する F B 端末を使用して送信してください。
- (2) F B 端末による資金移動サービスは、依頼人からの F B 端末による第 3 項の振込取引または振替取引依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座 (以下「出金指定口座」という) より、ご指定金額を引落としのうえ、依頼人が指定する当金庫または「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店にある預金口座 (以下「入金指定口座」という) あてに入金するものとします。なお、出金指定口座および入金指定口座の種目は、当金庫所定の種目に限るものとします。
- (3) 振込と振替の区別は、次の各号の方法で取扱います。

①振込

出金指定口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、または出金指定口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合における資金移動をいいます。

②振替

出金指定口座と入金指定口座が同一店内かつ同一名義の場合における資金移動をいいます。

- (4) 入金指定口座の指定方式を、次の各号の方法で取扱います。

①事前登録方式

依頼人があらかじめ当金庫へ当金庫所定の書面により入金指定口座を届出する方法

②都度指定方式

依頼人が振込・振替取引の都度、入金指定口座を指定する方法。都度指定方式は、事前に当金庫所定の申込書を当金庫あてに届出のうえ、当金庫が別途定めたメディアおよびセキュリティ方法を選択した場合にのみ利用することができるものとします。

(5) 振込・振替指定日は、当金庫の定める期間内で指定することができます。

(6) 振込または振替の当日扱いと予約扱いの区別は、次の各号の方法で取扱います。

①当日扱い

依頼日当日に、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容をF B端末のキーボード等により操作してください。

②予約扱い

振込または振替当日の10営業日前から前日（前日が資金移動サービス休止日の場合は直近の資金移動サービス利用可能日）までの間に、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容をF B端末のキーボード等により操作してください。

4.（振込または振替の受付等）

(1) 資金移動サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容をF B端末のキーボード等により操作してください。

(2) 前項の操作により、当金庫で受信した出金指定口座の支店番号・口座番号・暗証番号・確認暗証番号（都度指定方式の場合）・承認暗証番号（セキュリティ方法が「承認暗証番号」または「VALUX接続IDと承認暗証番号の両方」の場合）が、届出の支店番号・口座番号・暗証番号・確認暗証番号および当金庫とあらかじめ取り決めた承認暗証番号（以下「暗証番号等」という）と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。

(3) 依頼内容は、当金庫が前項の一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。

(4) 当日扱いの場合は、依頼内容が確定した場合、当金庫は即座に、出金指定口座から振込金額と第5条で定める振込手数料金額との合計額または振替金額（以下「振込・振替資金等」という）を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続をいたします。

(5) 予約扱いの場合は、振込・振替指定日当日の当金庫所定時刻に行います。

なお、預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が預金口座の支払可能残高を超えるとときには、そのいずれを引落すかは当金庫の任意とします。予約取引が実施されたかどうかの確認は、所定の内容をF B端末のキーボード等により操作して行ってください。エラーとなった予約登録取引は再実施されませんので、当日振込として再度所定の内容をF B端末のキーボード等により操作し送信してください。いったん予約設定を取り消す場合は、振込・振替指定日の前日（前日が資金移動サービス休止日の

場合は直近の資金移動サービス利用可能日)までの資金移動サービス利用時間内にF B端末のキーボード等により操作し取り消す必要があります。

- (6) 出金指定口座からの資金引落しは、普通預金規定、通知預金規定、当座勘定規定等の各種規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (7) この取扱いによる1回あたりの振込金額の限度は、依頼人があらかじめ申込書により指定した金額の範囲内とします。この振込金額の限度は当金庫所定の上限金額の範囲内とします。
- (8) 以下の各号に該当する場合、資金移動サービスの取扱いはできません。
 - ①振込または振替処理時に振込・振替資金等が出金指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるとき
 - ②出金指定口座が解約済のとき
 - ③依頼人から出金指定口座への支払停止の届出、あるいは入金指定口座への入金停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき
 - ④差押等やむをえない事情があり、当金庫が支払あるいは入金を不適当と認めたとき
 - ⑤振替取引あるいは当金庫国内本支店間の振込取引において、入金指定口座が解約済のとき
- (9) 当金庫以外の金融機関の国内本支店あての振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

5. (手数料等)

- (1) 照会サービス、資金移動サービスの利用に際しては、当金庫所定の基本手数料を支払ってください。基本手数料は、毎月当金庫所定の日に前1か月分をあらかじめ指定された手数料引落口座から第4条第6項に準じて自動的に引落します。
- (2) 資金移動サービスによる振込の場合は、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。振込手数料は、振込金額と同時に出金指定口座から第4条第6項に準じて自動的に引落します。ただし、当金庫が認める場合において当金庫が所定の日に一括して引落する方法によることができます。この場合、振込手数料の引落しは、手数料引落口座より行います。
- (3) 前条第9項により組戻しの取扱いをした場合には、当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。組戻手数料は出金指定口座から第4条第6項に準じて自動的に引落します。ただし、当金庫が認める場合において当金庫が所定の日に一括して引落す方法によることができます。この場合、組戻手数料の引落しは、あらかじめ依頼人が指定した口座より行います。
- (4) 前項(1)(2)(3)の基本手数料、振込手数料および組戻手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。

6. (サービス利用時間)

照会サービスおよび資金移動サービス（以下「本サービス」という）の利用時間は、当金庫所定の時間内とします。

7.（取引内容の確認）

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳、通知預金通帳への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

8.（免責条項）

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネット網の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (3) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際に第4条第2項の一致を確認して取扱いましたうえは、F B 端末、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 専用回線等の通信経路ならびにインターネット網において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号等または取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。ただし、当金庫の故意または過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
- (5) 当金庫が書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱いましたうえは、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (6) 当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9.（届出事項の変更届）

暗証番号、出金指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店にただちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10.（取引拒絶）

本サービスは、第11条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第4項の一にでも該当する場合には、当金庫はこのサービスの利用をお断りするものとします。

11. (解約等)

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。なお、解約の届出は当金庫の解約手続きが終了した後に有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の通知を当金庫が書面により行う場合において、当金庫が契約者あて解約の通知を、届出の住所あてに発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (3) 契約者に以下の各号に定める事由が一つでも生じた場合、当金庫はいつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止または契約を解約することができますものとしてします。
 - ① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申し立てがあった場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当金庫において契約者の所在が不明となったとき
 - ④ 当金庫に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき
 - ⑤ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
 - ⑥ 解散、その他営業活動を休止したとき
 - ⑦ 相続の開始があったとき
 - ⑧ パスワード等または暗証番号等を不正に使用したとき
 - ⑨ 本サービスの利用を申込される以前に別途既に本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第11条3項に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき
 - ⑩ 法令等（マネーロンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます）に違反し、または犯罪等への関与が認められるとき
 - ⑪ 本規定または本規定にもとづく当金庫所定事項に違反したとき
 - ⑫ その他、前各号に準じ、当金庫が本サービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき当金庫は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当金庫はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。
- (4) 前項に加えて、お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫は本サー

ビスを停止し、またはお客さまに通知することにより本サービスを解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。

①本サービスの契約者が存在しないことが明らかになった場合または本サービスが契約者の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合

②本サービスが法令や公序良俗に反する行為および犯罪行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

③契約者等が当金庫への本規定にもとづく届出事項について虚偽の申告をしたことが判明した場合

④契約者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑤契約者等が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他AからDに準ずる行為

(5) 解約の場合、未払手数料は、解約と同時もしくは当金庫所定の日引落します。

(6) この契約が解約等により終了した場合、その時まで振込・振替等の処理が完了していない取引の依頼については全て無効とし、当金庫はその処理を継続する義務を負いません。

12. (秘密保持)

依頼人および当金庫は、本サービスにより知り得た相手方の情報について、第三者に漏洩しないものとします。なお、本条の定めは本サービスの解約後も効力を有するものとします。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、通知預金規定、当座勘定規定等の各種規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

14. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

15. (VALUX利用時の特約)

(1) 依頼人が、株式会社NTTデータ（以下「NTTデータ」という）が提供する端末認証サービス「VALUX」を契約したうえで、VALUXを利用して本サービスを利用する場合は、第14条までの規定のほか、この特約を適用します。

(2) 依頼人は、VALUXの契約において申込を行ったコンテンツ（「HT-VALUX」または「SPC-VALUX」）を、商工中金FB申込書に記載して当金庫に通知することとします（「HT-VALUX」および「SPC-VALUX」の両方の申込を行った場合は、いずれか一方を商工中金FB申込書に記載して当金庫に通知することとします）。依頼人がVALUXの契約において申込を行ったコンテンツと、当金庫に届けたコンテンツとが相違している場合、VALUXを利用して本サービスは利用できません。

(3) 当金庫は、資金移動サービスにおける依頼人の認証にあたり、NTTデータから認証済み情報として通知されたVALUXの接続ID（以下「接続ID」という）を使用します。

依頼人は接続IDを商工中金FB申込書により事前に当金庫に届けることとします。また、接続IDのほか、VALUXの利用・契約に関する取扱いについては、NTTデータの定めによることとします。なお、VALUXセンタの障害やVALUXの契約解除その他の事情によりVALUXが利用できないことにより発生した損害については、当金庫はその責任を負いません。

(4) VALUXを利用して資金移動サービスを利用する場合には、第4条第2項の「VALUX接続ID」や第8条第4項の「専用回線等の通信経路ならびにインターネット網」を利用します。また、VALUXを利用して本サービスを利用する場合には、第8条第4項の「専用回線等の通信経路ならびにインターネット網」を利用します。

(5) VALUXの利用にあたって、VALUXセンタがVALUXクライアント証明書を識別したうえで、当金庫コンピュータと通信を行い、本サービスを利用した場合は、V

A L U Xクライアント証明書・接続 I Dにつき不正使用その他の事情により発生した損害については、当金庫はその責任を負いません。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上